

第12章 その他環境省令で定める事項

12.1. 配慮書に対する関係地方公共団体の長及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解

12.1.1 配慮書に対する愛知県知事の意見及び事業者の見解

(1) 配慮書に対する愛知県知事の意見

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づき、愛知県知事に対し、配慮書について環境の保全の見地から意見を求めた。それに対する愛知県知事の意見（令和2年9月8日）は、次に示すとおりである。



別 紙

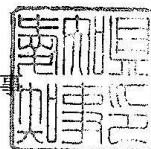
2 環 活 第 222 号

令和 2 年 9 月 8 日

株式会社ジェイウインド

代表取締役社長 森本 成 様

愛 知 県 知 事



(仮称)新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書についての知事意見
について (通知)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長(豊橋市長、豊川市長、蒲郡市長及び田原市長)の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電話 052-954-6211(ダイヤル)

(仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業実施区域等を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。
- (3) 事業実施想定区域（以下「区域」という。）及びその周辺には、既設風力発電所が稼働していることに加え、建設中の風力発電所があることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して、本事業との累積的影響が懸念される。

このため、既設風力発電所に係る騒音の状況及び鳥類の風力発電機への衝突状況等に関する情報を踏まえ、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

2 騒音及び超低周波音、風車の影

区域周辺に住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り住宅等から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 動物

区域及びその周辺には、チュウヒ等の重要な種が確認されており、また、区域の周辺には、水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在する。さらに、サシバやハチクマをはじめとする多くの鳥類の渡りのルートであることから、鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 景観

区域周辺に主要な眺望点が存在することから、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、景観への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 その他

- (1) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- (2) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

(2) 愛知県知事の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する愛知県知事の環境の保全の見地からの意見及びこれに対する事業者の見解は、表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1(1) 配慮書に対する愛知県知事の意見と事業者の見解

愛知県知事の意見	事業者見解
1 全般的事項 (1) 事業実施区域等を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。 (2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。 (3) 事業実施想定区域（以下「区域」という。）及びその周辺には、既設風力発電所が稼働していることに加え、建設中の風力発電所があることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して、本事業との累積的影響が懸念される。 このため、既設風力発電所に係る騒音の状況及び鳥類の風力発電機への衝突状況等に関する情報を踏まえ、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	方法書作成に当たっては、現段階の計画熟度で、いただいたご意見を可能な限り踏まえ、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等を検討し、また、調査、予測及び評価の手法を検討しました。 これらの対象事業実施区域の検討経緯については、第7章に記載しました。 今後の事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見の収集に努め、第6章に記載のとおり、影響を受けるおそれのある環境要素について適切に調査、予測及び評価を行い、可能な限り環境影響の回避・低減を図ります。 配慮書における事業実施想定区域及び方法書における対象事業実施区域の周辺における、他事業者による既設又は建設予定の風力発電事業との、累積的影響に係る調査、予測及び評価の手法について、第6章に記載しました。 今後、既設の風力発電設備等における調査結果で得られた情報の整理及び他事業者からの情報収集等に努めるとともに、準備書段階においては、把握することができた情報を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、重大な影響が懸念された場合は、風力発電設備等の配置等の検討を行います。
2 騒音及び超低周波音、風車の影 区域周辺に住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影による生活環境への影響が懸念される。 このため、風力発電機をできる限り住宅等から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の環境影響評価手続きにおいては、対象事業実施区域の周囲における住居等の分布状況等、地域の状況を適切に把握し、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等も踏まえて適切に調査、予測を行い、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を検討し、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減に努めます。 なお、調査、予測及び評価の手法については、第6章に記載しました。
3 動物 区域及びその周辺には、チュウヒ等の重要な種が確認されており、また、区域の周辺には、水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在する。さらに、サシバやハチクマをはじめとする多くの鳥類の渡りのルートであることから、鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。 このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物への影響に配慮した事業計画とするともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	方法書作成に当たっては、鳥類等について、専門家等のご意見をいただきながら、地域の状況を踏まえた上で、調査、予測及び評価の手法を検討し、第6章に記載しました。 また、方法書以降の手続きにおいては、これらの手法を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行った上で、環境保全措置を検討し、鳥類等への影響のできる限りの回避又は極力低減に努めます。

表 12.1-1(2) 配慮書に対する愛知県知事の意見と事業者の見解

愛知県知事の意見	事業者見解
4 景観 区域周辺に主要な眺望点が存在することから、地形改変及び施設が存在に伴う景観への影響が懸念される。 このため、景観への影響に配慮した事業計画とともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	地形改変及び施設の存在に伴う景観への環境影響の把握については、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を検討し、景観への影響を回避又は極力低減に努めます。 なお、調査、予測及び評価の手法については、第6章に記載しました。
5 その他 (1) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮し、可能な限り方法書に反映させたものとしています。またわかりやすい図書となるように努めました。今後の手続きに当たっても、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書の作成に努めます。
(2) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。	方法書以降の図書において、住民等の理解促進及び利便性の向上について検討を行います。

12.1.2 配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

配慮書についての公告・縦覧に関する事項並びに配慮書に対する一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

(1) 配慮書の公告及び縦覧等

(a) 配慮書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、事業者は一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨その他事項を公告し、配慮書を公告の日の翌日から起算して34日間(令和2年6月24日～令和2年7月27日)縦覧に供した。

ア. 公告の日

令和2年6月24日(水)

イ. 公告の方法

令和2年6月24日(水)付で、以下の日刊新聞紙に「公告文」を掲載した。

・中日新聞の東三河版

また、以下のホームページにおいて令和2年6月24日(水)より、公告文と同様の内容を掲載した。

・電源開発株式会社(株式会社ジェイウインド親会社) ホームページ

ウ. 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す6箇所にて縦覧を実施した。

- ・田原市役所(愛知県田原市田原町南番地30-1)
- ・田原市中央図書館(愛知県田原市田原町汐見5)
- ・田原市童浦市民館(愛知県田原市浦町原屋敷78-2)
- ・豊橋市役所環境部再生可能エネルギーのまち推進課(愛知県豊橋市今橋町1)
- ・豊川市役所産業環境部環境課(愛知県豊川市諏訪1-1)
- ・蒲郡市産業環境部環境清掃課(クリーンセンター)(愛知県蒲郡市西浦町口田土1)

また、以下のホームページにおいて電子縦覧を実施した。

・電源開発株式会社(株式会社ジェイウインド) ホームページ

エ. 縦覧期間

令和2年6月24日(水)～令和2年7月27日(月)

注1)土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く

注2)電子縦覧も同様に令和2年6月24日(水)～令和2年7月27日(月)に実施

オ. 縦覧時間

縦覧時間は、開庁日の9時から17時まで(開庁時間に準じる)とした。

カ. 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

総数 2 名

・ 田原市役所（愛知県田原市田原町南番地 30-1）	1 名
・ 田原市中央図書館（愛知県田原市田原町汐見 5）	0 名
・ 童浦市民館（愛知県田原市浦町原屋敷 78-2）	1 名
・ 豊橋市役所環境部再生可能エネルギーのまち推進課（愛知県豊橋市今橋町 1）	0 名
・ 豊川市役所産業環境部環境課（愛知県豊川市諏訪 1-1）	0 名
・ 蒲郡市産業環境部環境清掃課（クリーンセンター）（愛知県西浦町口田土 1）	0 名

(b) 配慮書についての一般の意見の把握

一般に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めた。

ア. 意見書の提出期間

令和 2 年 6 月 24 日（水）から令和 2 年 7 月 27 日（月）（縦覧期間と同じ）

イ. 意見書の提出方法

意見書の提出方法は以下のとおりとした。

- ① 縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函（令和 2 年 7 月 27 日（月）まで）
- ② 事業者への郵送による書面の提出（令和 2 年 7 月 27 日（月）当日消印有効）

ウ. 意見書の提出状況

事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 55 件であった。

(2) 一般の意見の概要に対する事業者の見解

配慮書に対する一般の意見及びこれに対する事業者の見解は、表 12.1-2～表 12.1-5 に示すとおりである。

表 12.1-2 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 1）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象として予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本配慮書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	コウモリ類について、今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行います。 なお、計画段階環境配慮書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法施行規則第一条の五の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。
2	1. 配慮書においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。
3	2. 情報収集の一環として実施したはずのコウモリ類のヒアリングにおいて専門家が生息予想を示した、「モモジロコウモリ」および「ユビナガコウモリ」を、P257 の予測対象種としなかった理由を述べよ。	予測対象とする生物種は、文献その他資料調査において確認された種より選定しております。専門家ヒアリングにより生息している可能性が示された「モモジロコウモリ」および「ユビナガコウモリ」につきまして、文献その他資料調査では記録が確認できませんでしたので、配慮書では予測対象種としておりません。 専門家ヒアリングにおいて生息している可能性が示された種について、生息の可能性を考慮して今後、現地調査を実施いたします。
4	3. 配慮書においてバットストライクの予測評価を行ったことは評価される。	方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。
5	4. P257 に「コウモリ類及び鳥類については、施設の稼働に伴い、累積的影響が生じる可能性がある」と記載されているが、累積的影響について具体的な影響を記載すること。	コウモリ類について、複数の事業が並行して稼働・計画されている場合に、累積的影響の可能性があると記載しております。
6	5. 今後は事業者および委託事業者の独断によるアセスメントを進めることなく、本事業においては当該地域のコウモリ類の専門家の助言と指導を仰ぎ、コウモリ類の飛翔状況を把握するための確実な調査手法を検討し、さらにコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置、事後調査を行う必要がある。	ご意見のとおり、方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。 なお、方法書作成に当たっては、コウモリ類の専門家等からのご助言を頂き、調査、予測及び評価の手法に反映します。

表 12.1-3(1) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
7	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社の作が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	計画段階環境配慮書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法施行規則第一条の五の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。
8	■2. コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫をたくさん食べるので、人間にとっては益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDO の報告書(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設 10 サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間 502.8 個体とされ、これは鳥類の年間推定死亡数（257.6 羽）のおよそ 2 倍になる。 コウモリ類の出産は年 1～2 頭程度と繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213、NEDO, 2018.	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
9	■3. コウモリ類の保有するウィルス コウモリ類はウィルスの自然宿主としても知られる。仮にウィルスを保有したコウモリ類の死骸を、スカベンジャー（タヌキやキツネ、カラスなど）が捕食した場合、ウィルスがスカベンジャーから家畜・ペットを経由してヒトへ感染するおそれがある。ウィルスが拡散すれば国民に不利益が発生する。コウモリ類を風力発電施設で殺さないで欲しい。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
10	■4. 現在設置されている風力発電機は、カットイン風速未満であってもブレードは回転するのか？	一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。
11	■5. 現在設置されている風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	一般的に弱風時のフェザリングは実行可能となります。

表 12.1-3(2) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
12	■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速未満であってもブレードは回転するのか？	具体的な風力発電機の機種は現時点では未定ですが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。
13	■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？	具体的な風力発電機の機種は現時点では未定ですが、カットイン風速については、メーカー仕様で定められているため、任意に変更することはできません。
14	■8. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	具体的な風力発電機の機種は現時点では未定ですが、一般的に弱風時のフェザリングは実行可能となります。
15	■9. コウモリ類の調査について 方法書以降で現地調査により、コウモリ相（どんな種類のコウモリが生息するか）を調べようと思うが、相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、調査の重点化を行うべきではないのか。	方法書に記載の通り、頂いたご意見を踏まえつつ、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、コウモリ類については必要な調査を重点化して行う計画としました。
16	■10. バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって既設ナセルまたは風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音すべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内でも行われている調査手法である。	方法書に記載の通り、頂いたご意見を踏まえつつ、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、風況観測塔等を利用した調査を行う計画としました。
17	■11. バットディテクターの機種について ・ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用すべきではないのか。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。 ・捕獲によって攪乱がおこるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	・方法書に記載の通り、頂いたご意見を踏まえつつ、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、コウモリ類の調査においてはフルスペクトラム方式のバットディテクターを使用する計画としました。 ・専門家ヒアリングにおいても、フルスペクトラム方式のバットディテクターを使用してもすべての種が識別できるわけではないとのこと意見をいただいております、これらを踏まえ、確認した周波数は無理に種を特定せず、グループに分けて解析することを検討します。 ・方法書に記載の通り、自動録音を行う音声モニタリング調査は、春から秋において連続して行う予定です。自動録音は高空で行っていることから、捕獲による影響が出るかは分かりませんが、ご指摘の懸念も踏まえ、適切に解析を行うようにいたします。

表 12.1-3(3) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
18	■12. コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬ー7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	・コウモリ類の捕獲調査については、経験を持つ調査員があたることといたします。 ・ご指摘の点も踏まえ、捕獲調査の時期を検討します。 ・トラップの種類については、設置箇所の状況に合わせ、適切に検討いたします。 ・捕獲したコウモリに麻酔を行う予定はありません。 ・捕獲の際は、適切に見回りを行うことといたします。 ・捕獲個体を持ち帰る予定はありません。 ・新型コロナウイルスの感染から調査員及びコウモリ類を守るため、適切に感染予防対策を行う予定です。 ・冬眠中の個体を確認した場合には、覚醒させることが無いよう、留意します。 ・冬眠中の個体を捕獲する予定はありません。
19	■13. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。	「回避」はある行為をしないことで影響を避けること、「低減」はある行為とその実施に当たり規模や程度を制限して影響を最小化することを指します。
20	■14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。 本事業においては、回避措置や低減措置としてライトアップを実施しないことを位置付ける考えはありません。
21	■15. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ライトアップを実施しないことにより全てのバットストライクが無くなるわけではありませんが、ご指摘の通り、走光性の昆虫類の誘引が抑えられることで、これらを採食することを目的として集まるコウモリ類の誘引を抑え、バットストライクの発生リスクを抑えることに繋がると考えられます。 なお、ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。 本事業においては、回避措置としてライトアップを実施しないことを位置付ける考えはありません。
22	■16. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風力発電機や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風力発電機は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって風力発電機は、樹林から200m以上離して設置すること。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。なお、具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

表 12.1-3(4) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
23	■17. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。なお、具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
24	■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的な予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。
25	■19. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

表 12.1-3(5) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
26	■20.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。
27	■21. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「株式会社ジェイウインド」及び委託先の「アジア航測株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試験運転開始日から」実施して頂きたい。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
28	■22.「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。	「環境保全措置」の定義及び実施基準（該当要件）については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第28条第1項より、以下のとおりと認識しています。 （環境保全措置の定義） 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的とした環境の保全のための措置 （該当要件） 環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合

表 12.1-3(6) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
29	■23. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	「事後調査」の定義及び実施基準（該当要件）については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第31条第1項より、以下のとおりと認識しています。 （事後調査の定義） 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査 （該当要件） - 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 - 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
30	■24. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。	ご意見のとおり、「事後調査」は「環境保全措置」ではないと認識しています。
31	■25. 環境保全措置の実施時期について 環境保全措置について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
32	■26. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は十分可能である。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。

表 12.1-3(7) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書2）

番号	一般の意見の概要	事業者の見解
33	■27. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に事業者が「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
34	■28. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「<u>予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい</u>」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
35	■29. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

表 12.1-4 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

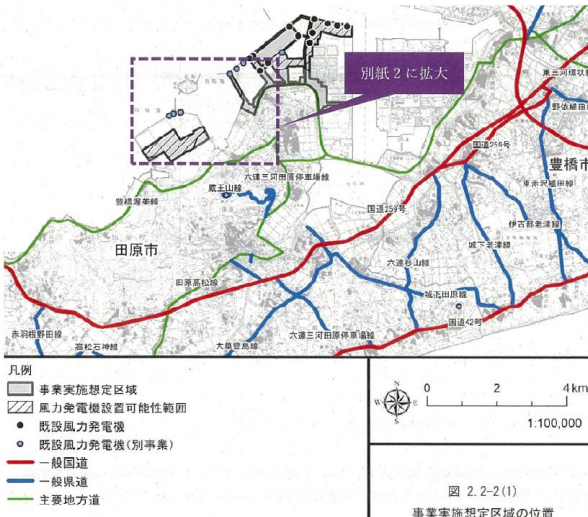
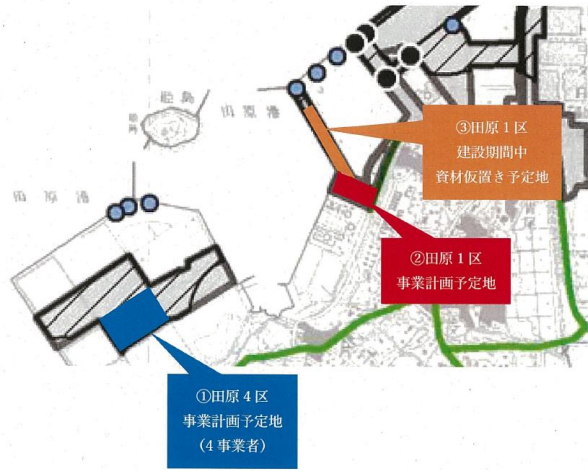
番号	一般の意見	事業者の見解
36	拝啓、盛夏の候、貴社ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。平素はご支援賜り厚くお礼申し上げます。2020年6月24日より環境影響評価法に基づき、貴社が縦覧されている「（仮称）新田原臨海風力発電所 計画段階環境配慮書」の内容を拝見しました。ご存知の通り、田原臨海地区においては5事業者がバイオマス発電事業の検討を実施しており、「田原臨海バイオマス発電事業連絡協議会」が2017年10月に設立されております。計画中の田原臨海地区のバイオマス発電事業の観点から「貴社風力発電事業予定地に我々のバイオマス発電事業計画予定地（一部建設期間中の資材仮置き予定地）が含まれている点」について懸念点がございます。詳細は別紙1、2をご覧ください。今後は田原市関係者の皆様と共存共栄すべく、再生可能エネルギー発電の推進を進めていくことになると考えております。ご認識の程、よろしくお願いいたします。 （別紙1）第2章 P5 ※下記資料は電子縦覧されている資料の画面コピーを取り込んだものです。  （別紙2）第2章 P5 一部拡大図 	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。今後必要の都度協議・調整させて頂きたく存じます。

表 12.1-5(1) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
37	※ 環境影響評価法の「配慮書…意見を求めるように努めなければならない。」を無視せず、意見聴取をさせるべきである。 今回の計画段階環境配慮書は6月24日に、経済産業大臣、愛知県知事、田原・豊橋・豊川・蒲郡市長に送付され、6月24日付の中日新聞東三河版に公告し、7月27日までの縦覧がされている。 環境影響評価法では「配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。」とあるだけだが、方法書、準備書についての“意見を求めるため…公表しなければならない”の主旨に従い、配慮書についても意見を求める努力を今からでも実行すべきである。 現に、環境省によれば、同時期に配慮書を公表している13の風力発電所は事業者が異なっても新田原臨海風力発電を除き、全て縦覧期限満了日まで意見を受け付けている。このような環境影響評価法の主旨を無視した前例は認められない。また、関係する行政機関への意見聴取は行っているのか。	「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）の第13条第2項に基づき、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙において公告しており、その中で記載した7月27日の縦覧期限満了日まで環境の保全の見地からの意見を求めました。 関係地方公共団体に対しても、意見聴取を行いました。
38	※p3 事業実施想定区域は、既設風力発電機のある緑ヶ丘だけに限定し、白浜地区を削除すべきである。 事業の目的で“運転開始から15年以上経過した「田原風力発電所」および「田原臨海風力発電所」について、風力発電機の更新及び最新機種を導入による事業の高効率化を目的として建て替え（リプレース）を行う”とありながら、“既設発電機周辺での建て替えを検討することとした。ただし、土木設計面や土地利用面での制約により想定基数の配置ができない可能性もあることから、既設発電機の南西側に位置する田原4区も検討対象とした。”p17として、既設風力発電機のある田原市の緑ヶ丘だけではなく、約2kmも南西の田原4区（白浜地区）が追加されている。この白浜地区は海岸沿いに「田原4区風力発電所」が3基あるだけで、造成が済み売買契約済みの土地がほとんどで、少なくとも4筆にわたっていると思われる。これらの土地は買収するのか借り上げるのか、その見込みはあるのかなど疑問点が多く、また、将来的に立地するはずの周辺工場群による風力発電への悪影響などから、事業実施想定区域とするのは適当ではない。チュウヒの営巣や景観の問題も出てくる。 更新を名目とするなら、既設風力発電機のある田原市の緑ヶ丘だけに限定すべきである。	方法書作成に当たっては、現段階の計画熟度で、いただいたご意見を可能な限り踏まえ、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等を検討し、また、調査、予測及び評価の手法を検討しました。 これらの対象事業実施区域の検討経緯については、第7章に記載しました。
39	※p12 カットイン・カットアウト風速などを明記すべき 風力発電機の概要で、定格出力4300kW（既設は1980kW、2000kW）、ブレード枚数3枚、ローター直径最大120m（既設は80m）、ハブ高さ最大85m（既設は67m）と、その巨大さをうかがわせるが、定格回転数、カットイン風速、カットアウト風速などを明記すべきである。定格回転数により、発生する低周波音の基本周波数が判明するし、カットイン風速、カットアウト風速を年間の風速分布と照らし合わせて、騒音、低周波音が発生する総時間、発電可能時間（販売電力量）が判明するため、重要な施設要素である。	具体的な風力発電機の機種は現時点では未定であるため、定格回転数等の諸元については事業計画の熟度を踏まえ図書への記載を検討します。

表 12.1-5(2) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
40	※p12 台風（強風を含む）・地震・津波による揺れ、倒壊などへの安全対策を追加すべきである。 風力発電機の概要が示されているが、台風（強風を含む）・地震・津波による揺れ、倒壊などの問題について、環境影響評価の対象項目外とはいえ、構造、耐力を検討し、関係者が安心するように対応すべきである。 現に、日本で台風、強風、落雷による塔の倒壊や羽根（ブレード）の破損が発生している。特に田原市内の細谷発電所の2014年2月ブレード1枚破損の事例などを紹介し、安全対策を記載した1項目を設けるべきである。特に、既設の発電機が「緑が浜エコパーク」と一体化しているため、倒壊に対する防止対策がどうなっているかを記載する必要がある。	風力発電機の設計上の安全性については、電気事業法に基づき審査が行われます。環境影響評価の対象項目ではないため図書への記載は予定しておりません。
41	※p17 事業実施想定区域のうち、風力発電機設置可能性範囲は意図的で、非常に無理がある。 事業実施想定区域の絞り込みで“環境配慮”として“「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」において、住宅等との距離に関して…風力発電機の最高点との長さの3倍以上…ただし、600mに満たない時は、600m以上とする。”と建設等に当たっての基準が設けられている。…ブレード上端最大が145mであり、その3倍の距離は435mであることから、住宅等から600m以上の範囲を把握した。”p17とあるが、白浜地区の田原4区の風力発電機設置可能性範囲は、近隣の住宅等から601mと602mの円を描いて、その範囲を円弧で削除している。既設の緑ヶ丘でも、605mで住宅街に沿って削除している。このような無理な風力発電機設置可能性範囲は、最初から事業実施想定区域から除外すべきである。	配慮書に示す風力発電機設置可能性範囲は、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」における基準の住居等との距離を満たすものですが、今後土木設計等による施工可能性検討結果や関係機関との協議結果、並びに、現地調査や予測及び評価の結果を踏まえて、環境影響の回避・低減等に必要な諸条件を考慮しつつ、対象事業実施区域の絞り込み及び具体的な風力発電機設置基数・位置の決定を行っていく予定です。
42	※p21 ゼロ・オプションの検討を行うべきである。 “本事業は、風力発電施設の設置を前提としており、ゼロ・オプションの検討は現実的ではない。”とあるが、“15年以上経過した「田原風力発電所」および「田原臨海風力発電所」について、風力発電機の更新及び最新機種を導入による事業の高効率化を目的として建て替え（リプレース）を行う”p3のが目的であるなら、この地区の風環境のもとでの稼働状況、発電量から得られた収入を、初期投資、年間維持費などと比較し、大型化してももっと高効率の発電が可能かどうか、むしろゼロ・オプション（この地区の風力発電の撤退）の複数案も含めて検討すべきである。	事業者としてのゼロ・オプションに対する意見は、図書に記載の通りです。

表 12.1-5(3) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
43	※p25 平均風速が少なすぎて風力発電には適さない。 気象の状況で“最寄りの地域気象観測所は…北東約 4.5km の豊橋地域気象観測所であり、2010 年～2019 年の地上観測結果（平年値）は…年平均風速は 3.7m/s となっている。”とあるが、風力発電には適する風況ではないと思われる。 「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（2013 年 6 月 環境省）では、風力発電所が立地しやすい条件として「気象庁等の観測所の風況データにおいては、観測高度や観測地点の立地状況にもよるが、年平均風速として 4m/s 以上あることが望ましいとされている。（地上高 30m においては、年平均風速が 5m/s 以上、できれば 6m/s 以上）」p3 とあり、年平均風速 3.7m/s では風力発電の効率は良くないと思われる。既設の風力発電機があるからと、既得権のように建て替えを行うのは許されない。運転開始から 15 年以上経過したというが、更新時期が早すぎる感もある。効率が悪いから早めにもっと大きな発電機に変えて少しでも効率をあげようと考えているのではないか。 騒音の予測手法で「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省 2013 年）をあげて、“事業実施想定区域から 2.0km を最大として、500m ごとにおける住宅等の分布を整理する予測手法が挙げられている。” p229 などとあるが、この文献では“風力発電所が立地しやすい条件…局所風況マップ（地上高 30m）においては、年平均風速が 5m/s 以上、できれば 6m/s 以上の地域を対象とし…気象庁等の観測所の風況データにおいては、観測高度や観測地点の立地状況にもよるが、年平均風速として 4m/s 以上あることが望ましいとされている。” p3 ということこそ、引用し、この地区での風力発電の是非を検討すべきである。	豊橋地域気象観測所における年平均風速は 3.7m/s であり、望ましいとされる 4m/s を若干満たしますが、豊橋地域気象観測所における風速計の高さは 6.6m であり、ご指摘にもごさいますように地上高 30m における風速については、NEDO の局所風況マップを参考とすると「望ましい」とされる 5m/s のみならず、「できれば」とされる 6m/s を上回っておりますことから風力発電事業の適地と考えております。
44	※p33 騒音に係る苦情の発生状況は、全国の風力発電からの苦情を追加調査すべきである。 騒音に係る苦情の発生状況は、愛知県統計年鑑から愛知県内の状況だけが紹介され、平成 30 年度は田原市で 7 件の騒音苦情があったと表面的なことしかないが、その発生源で風力発電所に含まれていないか、低周波音は含まれていないかなどを調査すべきである。 ちなみに、田原市の環境に関する報告書では、平成 30 年度は田原市で 5 件の騒音苦情があったとされ、配慮書の 7 件とは異なっている。 また、低周波音を含む風力発電の特殊性から、全国の風力発電からの苦情を調査すべきである。騒音の予測手法で「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省 2013 年）をあげて、“事業実施想定区域から 2.0km を最大として、500m ごとにおける住宅等の分布を整理する予測手法が挙げられている。” などとあるが、この文献の“騒音・超低周波音の苦情発生状況(389 か所の風力発電所のうち 64 か所：環境省アンケート 2010 年 4 月時点、定格出力 2000Kw 以上は 56%)p17 などとも参考とすべきである。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。参考とさせていただきます。

表 12.1-5(4) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
45	※p35 低周波音に係る苦情の発生状況は調査不十分 低周波音に係る苦情の発生状況は「平成 30 年度の環境に関する報告書」（令和元年、田原市）によると、田原市において近年低周波音に係る苦情は寄せられていない。”とあるが、この出典によれば、平成 20、21、23、24 年度に、各 1 件とはいえ、低周波音に係る苦情が発生している。この内容を田原市に確認して記載すべきである。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。田原市への確認を検討いたします。
46	※p45 地下水の水質で田原市浦町は環境基準超過の前歴。 “2018 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（令和元年、愛知県）によると、平成 30 年度の地下水の調査として、概況調査、定期モニタリング（継続監視）調査、汚染井戸周辺地区調査が行われている。これらの調査において、事業実施想定区域及びその周囲での環境基準が超過した地点は報告されていないが、関係市で見ると、田原市若見町及び豊橋市赤沢町において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準が超過している。”とあり、この引用自体は間違いではない。 しかし、愛知県の調査結果は、定期モニタリング（継続監視）調査の内訳が省略されているため、正確ではない。 平成 30 年度の環境に関する報告書（田原市）では、「平成 30 年度以前の概況調査において、環境基準を超過した地点の汚染の継続的な監視をするために実施した。」として表のように、4 地点が挙げられている。このうち、田原市浦町は、今回の事業実施想定区域の周囲（南側に隣接）そのものであり、1998 年度に地下水汚染（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）が見つかり、2017 年度も発端井戸で 14mg/l と環境基準の 10mg/l を超過しており、2018 年度周辺井戸で 8.9mg/l、2019 年度周辺井戸で 6.9mg/l あるため、継続監視を続けている地点である。 また、その地点が計画地とどの程度離れているかが理解できるように住所と地図を追記すべきである。一般には公表されていない測定値が入手でき、田原市の環境に載せるのだから、位置ぐらいは入手し計画地から何 km 離れているというような表現で記載すべきである。 造成工事に伴う排水や掘削土からの浸出水に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が含まれるおそれを判断できるようにすべきである。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。参考とさせていただきます。なお地点については、公表されていないため記載しておりません。

表 12.1-5(5) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
47	※p71 チュウヒの営巣が確認されている周囲は事業実施想定区域から除外すべきである。 “「日本におけるオオタカの生息分布（1996 年～2000 年）」（平成 17 年 環境省）及び「環境アセスメントデータベース（EADAS）センシティブティマップ」（令和 2 年 1 月時点、環境省 HP）によると、業実施想定区域及びその周囲において、オオタカ及びチュウヒの生息が確認されている。”とあり、さらに、“「田原臨海風力発電所 鳥類モニタリング調査 最終報告書」（平成 18 年 3 月、株式会社ジェイベック）によれば、<u>業実施想定区域において、チュウヒの営巣が確認されている。</u>”と営巣までしている以上、この周囲は事業実施想定区域から除外することを、この配慮書段階で決定すべきである。 また、現地調査は慎重に、離れた地点から行い、間違っても、チュウヒが営巣忌避などの行動をとらないよう、今後の方法書での調査の基本を示すべきである。 なお、「田原臨海風力発電所 鳥類モニタリング調査 最終報告書」（平成 18 年 3 月、株式会社ジェイベック）の性格を明らかにすべきである。今回の新田原臨海風力発電所のための、環境影響評価法違反の事前調査に当たるのではないか。	方法書作成に当たっては、現段階の計画熟度で、いただいたご意見を可能な限り踏まえ、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等を検討し、また、調査、予測及び評価の手法を検討しました。 これらの対象事業実施区域の検討経緯については、第 7 章に記載しました。 なお、「田原臨海風力発電所鳥類モニタリング調査最終報告書」（平成 18 年 3 月、株式会社ジェイベック）は、既設の風力発電機に対するモニタリング調査報告書であり、事業者が自主的に実施したものです。今回のリブレース事業における環境影響評価法の事前調査にはあたりません。
48	※p71 動物の注目すべき生息地で、バードストライクの全国的な状況を追加調査すべきである。 動物の注目すべき生息地で、c. 鳥類の渡り経路及び終結地帯、d. センシティブマップにおける注意喚起マッシュなどがあるが、この他、バードストライクの全国的な状況を調査および、当該地での既設風力発電所での実績を調査すべきである。 また、これらの風力発電施設の累積効果を防止するため、周辺で稼働している 6 か所・10 基の既設風力発電所での、バードストライク状況について配慮書段階で調査し、その概要を追加し、季節別回数、鳥類名等を示すべきである。“環境アセスメントデータベース…事業実施想定区域及びその周囲にハチクマ、サシバ、ノスリの渡りルートが確認されている。…事業実施想定区域はチュウヒ及びコハクチョウの集団集結地が確認されている。”ことから、バードストライクが確実に起きていると想定されるので、慎重にかつ詳細な調査が必要である。 なお、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省 2013 年）では、アンケート調査では定格出力 2000Kw 以上は 39%と高くなっている p20 ことを参考に、方法書ではバードストライクの予測をすべきである。	方法書以降の手続きにおいても鳥類の専門家等にヒアリングを行い、地域の鳥類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、適切な調査、予測、評価手法を検討いたします。
49	※p157 騒音の環境基準に、風力発電施設から発生する騒音に関する指針を追加すべきである。 (a) 騒音の環境基準だけが掲げてあるが、今回の事業と関係ない航空機騒音、新幹線騒音などの代わりに、(c)にある「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」をこの部分に移動し、分かりやすくすべきである。また、それとの整合性も評価することとし、残留騒音の意味、指針値は残留騒音+5dB。ただし、下限値 40dB（静穏を要する地域は 35dB）などを説明すべきである。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」につき騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なる点に注意との通達が出ておりますことから、環境基準とは別に示しております。

表 12.1-5(6) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
50	※p220 計画段階配慮事項の選定で、「工事中の動物」は選定すべきである。 工事中の動物については“事業実施想定区域及びその周囲には重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、造成等の施工による一時的な影響のおそれがあるが、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、…適切に調査、予測及び評価を実施し、工事中の重大な環境影響が想定された場合には環境影響の回避・低減を図っていく予定であることから、計画段階配慮事項として選定しない。”とあるが、“「田原臨海風力発電所 鳥類モニタリング調査 最終報告書」（平成 18 年 3 月、株式会社ジェイベック）によれば、事業実施想定区域において、チュウヒの営巣が確認されている。” p71 とあり、工事による工事車両、建設機械による大気汚染、騒音（作業者の噪音を含む）により、営巣地からの忌避行動が予想されるため、最初から、事業実施想定区域から除外すべきであり、計画段階配慮事項として、工事中の動物は選定すべきである。	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）に対する造成等の施工による一時的な影響については、方法書以降の手続きにおいて選定しております。
51	※p238 騒音の評価結果は、あまりにも一般的で配慮書とは言えない。 要するに、“現時点では、騒音及び低周波音の状況など詳細な情報を得られなかったため、今後の方法書以降において、…具体的な環境保全措置を検討する。…配置計画は…設置基数の検討や、住居等からの距離の確保に努める。現地調査…住居等の分布状況を踏まえて調査地点を検討する。…指針を踏まえて…適切に環境影響の予測を行う。”ことで、“以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響を低減できる可能性が高いものと評価する。”、“また、複数の稼働中及び計画中の風力発電所が存在し…累積的な影響が生じる可能性があることから、適切な影響予測及び環境保全措置の検討に努める”というものであり、具体性が全くなく、配慮書を作る前から分かり切っていることが書いてあるだけである。 ① “騒音及び低周波音の状況など詳細な情報を得られなかった”という前提がそもそも間違っている。風力発電機の概要 p12 が分かれば、その製品仕様で騒音及び低周波音の発生強度が分かるはずである。例えば、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業 環境影響評価準備書(2018 年 9 月)では、風力発電機の周波数帯別音圧レベルが表のように公表されている。 ② また、騒音の予測結果は、地区ごとに発電機からの距離別に何戸あるかというだけであり p230、騒音レベルの予測結果もない。既設の風力発電機からの騒音及び低周波音は周辺での測定値があるはずであり、簡単な手法で直近住宅での予測値ぐらいは算出できるはずである。それを指針値と比較して評価すべきである。 ③ “具体的な環境保全措置を検討する。”といいながら、環境保全措置は配置計画だけであり、“適切に環境影響の予測を行う。”ことで、“事業による重大な影響を低減できる可能性が高い”という評価結果は希望的観測にすぎない。	事業計画の熟度に応じて、方法書以降の手続きにおいて適切な調査、予測、評価手法を検討いたします。現地調査結果等を踏まえた準備書段階において、より具体的な評価結果をお示しします。

表 12.1-5(7) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
52	※p241 風車の影の評価結果は、あまりにも一般的で配慮書とは言えない。 要するに、“現時点では、日影の状況等の詳細な情報を得られなかったため、今後の方法書手続以降において、…具体的な環境保全措置を検討する。…配置計画は…設置基数の検討や、住居等からの距離の確保に努める。現地調査…住居等の分布状況を踏まえて調査地点を検討…適切に環境影響の予測を行う。”ことで、“以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響を低減できる可能性が高いものと評価する。”、“また、複数の稼働中及び計画中の風力発電所が存在し…累積的な影響が生じる可能性があることから、適切な影響予測及び環境保全措置の検討に努める”というものであり、具体性が全くなく、配慮書を作る前から分かり切っていることが書いてあるだけである。 ① 風車の影の予測結果は、騒音と同じで、地区ごとに発電機からの距離別に何戸あるかというだけであり p240、風車の影の直に予測はない。 日影の状況等の詳細な情報を得られなかったとあるが、位置、高度は大まかに決まっているので、最悪状態の冬至の日影などはすぐ予測できるはずであり、原則は日照障害の予測手法であるはずなので、$h = \sin^{-1}(\sin \Phi \cdot \sin \delta + \cos \Phi \cdot \cos \delta \cdot \cos t)$、$A = \sin^{-1}(\cos \delta \cdot \sin t / \cos h)$、$L = H \cdot \cot h$ などの基本式により、風車の影を予測できるはずであり、この作業さえ実施せず、騒音と全く同じ論理で評価結果を記載するのは配慮書とは言えない。 ② 予測結果を何と比較して評価するかを、騒音の指針値のように示すべきである。国内では風車の影についての基準は定められていないことから、海外のガイドラインの指針値「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと」（ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州）、実際の気象条件等を考慮した場合で、カナダ：オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州では年間 8 時間を超えないこと、デンマークでは年間 10 時間を超えないこと。（出典：風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）、平成 23 年、環境省）などを記載すべきである。	事業計画の熟度に応じて、方法書以降の手続きにおいて適切な調査、予測、評価手法を検討いたします。現地調査結果等を踏まえた準備書段階において、より具体的な評価結果、環境保全措置等をお示しします。

表 12.1-5(8) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
	③ “具体的な環境保全措置を検討する。”といいながら、環境保全措置は配置計画だけであるが、風車の影（シャドーフリッカー）が生じる早朝や夕方などの時間帯に風車の稼働を一時的に停止する。などの環境保全措置を講ずることを例示すべきである。 なお、「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見 2018. 10. 18 では、騒音が生活環境への影響が懸念されるとして、「風力発電設備側による消音対策等及び稼働調整又は稼働停止等の環境保全措置を検討し、必要に応じて実施すること。」としている。 また、カナダのように風車の影が年間 8 時間以上となる住宅には、視覚的にさえぎるために、遮光カーテン、シャッター、植栽等を設置するなどの代償措置も示すべきである。	
53	※p256 専門家へのヒアリング結果の概要で専門家等の所属（専門分野）が不十分で、透明性が確保できない。 専門家等の所属について、コウモリ類だけは“大学名誉教授（哺乳類（コウモリ類））”とあるが、渡り鳥、猛禽類、カワウについては“鳥類専門家”、猛禽類（チュウヒ）については“大学講師”とあるだけで、曖昧な表現である。 環境省の「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（2013 年 3 月）では「透明性の向上の観点から、ヒアリング対象者の所属機関の属性（公的機関、大学等）を明らかにすることが望ましい。“p37 とされており、少なくとも専門分野を明記すべきである。	ご指摘を踏まえ修正し、専門分野を記載しております。
54	※p264 動物・植物・生態系の評価結果は、あまりにも一般的で配慮書とは言えない。 要するに、“現時点では、…既存資料から…詳細な生息状況や飛翔経路等（植物：生育状況や分布状況）の情報を得られなかったため、今後の方法書手続以降の調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、具体的な環境保全措置を検討する。”までは、騒音、風車の影と同じ構成であり、留意点として“現地調査により、動物の生息状況（植物：植物の生育状況）を把握し、生息（植物：生育）が確認された重要な種及び注目すべき生息地に対して環境保全措置を検討する。なお…生態的特性を踏まえて、調査手法等を検討する”、“（動物だけ）コウモリ類の飛翔状況及び鳥類の飛翔軌跡を取得した上で、風力発電機の配置等を含めた環境保全措置を検討する。”、“資材の搬出入には既存道路を活用…土地の改変及び樹木の伐採面積の最小化を図る…重要な種の生息環境（植物：生育環境）への影響の低減を図る”ことで、“以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。”、“また、複数の稼働中及び計画中の風力発電所が存在し…累積的影響について適切な影響予測及び環境保全措置の検討に努める”というものであり、具体性が全くなく、配慮書を作る前から分かり切っていることが書いてあるだけである。	事業計画の熟度に応じて、方法書以降の手続きにおいて適切な調査、予測、評価手法を検討いたします。現地調査結果等を踏まえた準備書段階において、より具体的な評価結果、環境保全措置等をお示しします。

表 12.1-5(9) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
	① “詳細な生息状況や飛翔経路等の情報を得られなかった”とはいえ、“「青尾（カワウ）」、「田原4区（コアジサシ）」は事業実施想定区域に位置しており、また、事業実施想定区域においてチュウヒの営巣が確認されている” p264 のが事実であり、これらは事業実施想定区域から削除するのが配慮書としてのあり方である。いくら環境保全措置を講じても解決できるような問題ではない。 ② “コウモリ類の飛翔状況及び鳥類の飛翔軌跡を取得した上で”とあるが、方法書手続のために、どのような調査を行うのか、原則的調査方法を示すべきである。 コウモリ調査だけはバットディテクターを使用し音声を録音すること、鳥類の飛翔軌跡については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省 平成27年9月修正）で、「従来、目視等による調査では、飛翔高度をはじめ断崖や山陵線からの離隔距離等を精度良く把握することが難しかった。これらは以下に述べる光学機器等によって観測できる。p3-56 携帯型レーザ距離計、測風経緯儀（セオドライト）：2地点（原点、補助点）に設置したセオドライトから同時に同じ個体を捕捉することで、空間座標（東西方向、南北方向、高度）を求める。…捕捉作業に入る前に、トランシーバを用いて、羽ばたき、滑翔、旋回等を相互確認しながら、同一個体と判断された後に、捕捉作業を開始する必要がある。」などを参考にすべきである。従来のような、任意観察調査、ポイントセンサス法による調査では不十分であるため、配慮書の段階で説明しておく必要がある。 ③ “具体的な環境保全措置を検討する。”といいながら、環境保全措置は動物について、風力発電機の配置検討だけであるが、バードストライクを回避・低減する環境保全措置はありうるのか。 ④ 衝突確率や年間衝突数等について、予測の基本的な手法を示すべきである。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省）」に基づき、定量的に予測することが考えられるが、この手引きには明確な予測式は示されておらず、衝突リスク p3-36～で“飛翔頻度と衝突リスクに一定の相関があることが示唆されていた…。回帰式については、飛翔頻度と死亡個体数の分布のばらつきが大きく、また、ケースによって調査結果が異なることが当然考えられるので、実際のリスクの予測の際にはこれらの既存の回帰直線式を安易に引用せず、ケースごとに調査を行うことが肝要である。”として、様々な図が示されている。こうした状況であるため、配慮書時点で、バードストライクについて、どのような手法で何を予測するかの原則を示しておくべきである。	

表 12.1-5(10) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

番号	一般の意見	事業者の見解
55	※p303 景観の評価は、配慮書段階の予測を無視している。 主要な眺望景観の変化の程度で“「白谷海浜公園」については、風力発電機の垂直見込角が 8.6°であり、風力発電機の見えの大きさが圧迫感をあまり受けない上限とされている垂直見込角約 5°～約 8°を上回ることから、眺望景観への影響が生じる。”とあるが、“現時点では、詳細な事業計画が未定であることから、今後の方法書手続以降において、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。”とありえない結論を出している。発電機の概要で高さがはっきりしており、白谷海浜公園では風力発電機の垂直見込角が 8.6°と予測できているのに、具体的な環境保全措置を検討することはありえない。あるとすれば、田原 4 区の南西約 1km の白谷海浜公園で眺望景観への影響が生じることが配慮書の段階で分かった以上、事業実施想定区域から新たに計画している田原 4 区を削除することしかない。 また、“「緑が浜エコパーク」は風力発電機が公園と一体化した存在であることから、眺望景観への影響は生じないと予測する。”とあるが、垂直見込角の予測結果 p300 では、「-」ではなく白谷海浜公園の垂直見込角 8.6°のように、正確な垂直見込角を記載すべきである。 さらに、この考え方を地元も了解するなら、台風（強風を含む）・地震・津波による揺れ、倒壊などへの安全対策を追加すべきである。	方法書作成に当たっては、現段階の計画熟度で、いただいたご意見を可能な限り踏まえ、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等を検討し、また、調査、予測及び評価の手法を検討しました。 これらの対象事業実施区域の検討経緯については、第 7 章に記載しました。 また、ご指摘の「緑が浜エコパーク」における垂直見込み角の記載方法等については、風力発電機の配置をお示しする準備書の手続きにおいて検討を行います。

12.2. 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

12.2.1 配慮書段階における事業実施想定区域及び複数案の設定について

本項の記載内容は、「(仮称)新田原臨海風力発電所 計画段階環境配慮書(令和2年6月、株式会社ジェイウインド)の「第2章 第一種事業の目的及び内容」と同一のものである。

(1) 事業実施想定区域の絞り込みの検討経緯

(a) 事業計画上の背景

本事業は、平成16年(2004年)、平成17年(2005年)より運転を開始した「田原風力発電所」及び「田原臨海風力発電所」について、風力発電機の更新及び最新機種を導入による事業の高効率化を目的として、建て替えを行うものである。既設風力発電機周辺は「工業専用地域」であり、新たな樹木伐採や地形改変を最小化することが可能であることから、既設風力発電機周辺での建て替えを検討することとした。ただし、土木設計面や土地利用面での制約により想定基数の配置ができない可能性もあることから、既設風力発電機の南西側に位置する田原4区も検討対象とした。

(b) 事業実施想定区域の考え方

ア. 土地利用の状況

事業実施想定区域の設定に当たり、「工業専用地域」周辺の指定状況及び利用不可区域^{注1)}を把握した(図12.2-1(1)参照)。

注1) 海域、工作物・建物、公共施設等、物理的に事業による利用が不可な区域。なお、工作物・建物の範囲は、その周辺の一連の土地(事業地)とする。

イ. 環境配慮

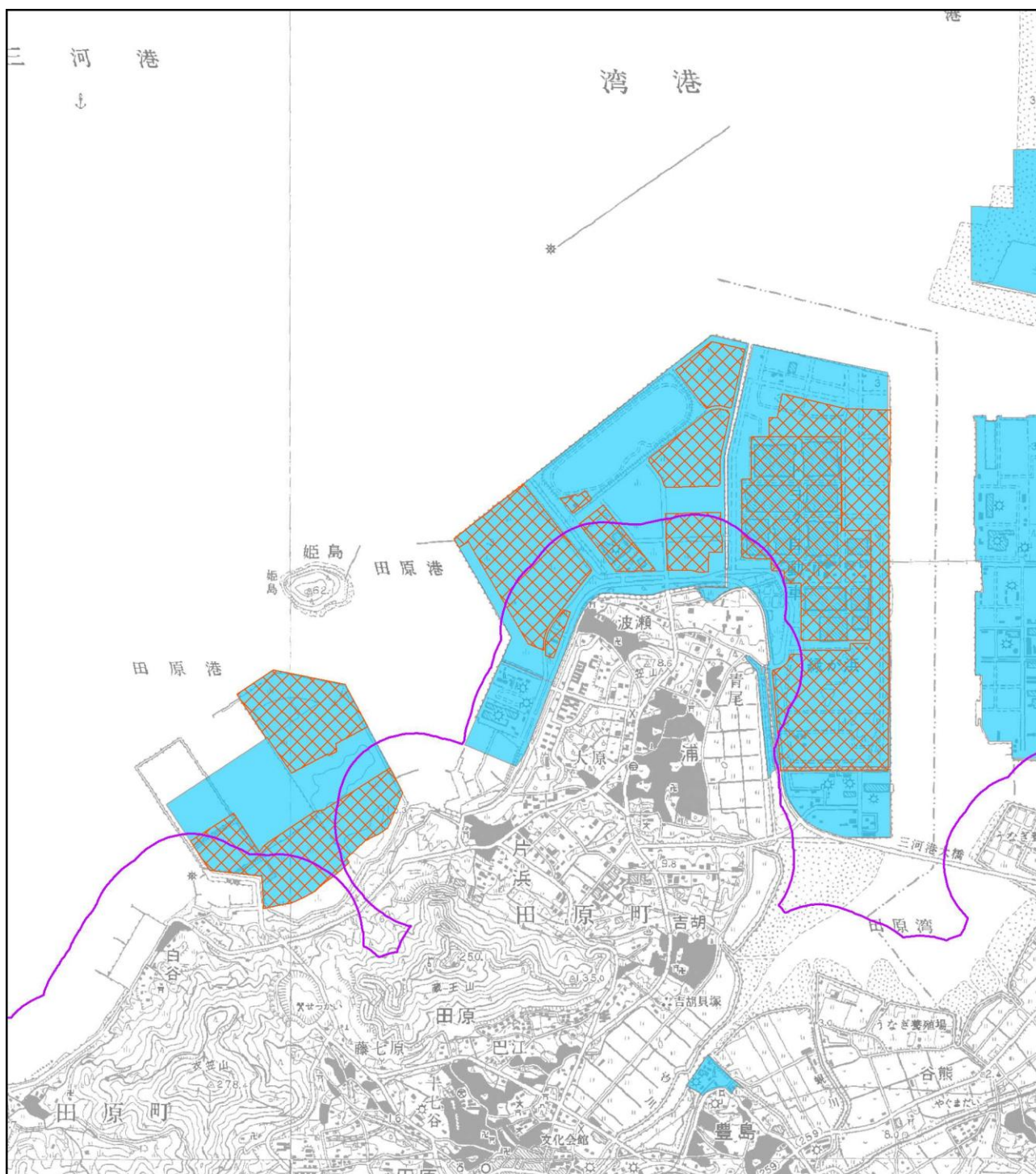
「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」(平成28年4月、田原市)において、住宅等との距離に関して、「住宅等と当該風力発電機との距離が、地上と風力発電機の最高点との長さの3倍以上であることを要する。ただし、その距離が600メートルに満たないときは、600メートル以上^{注2)}とする。」と建設等に当たっての基準が設けられている。想定している新設風力発電機のブレード上端最大が145mであり、その3倍の距離は435mであることから、住宅等から600m以上の範囲を把握した(図12.2-1(1)参照)。

注2) 環境省による風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書では、騒音・低周波音の苦情等の発生が、最寄り苦情者宅までの距離が600メートル以内では、5,000キロワットから10,000キロワットが27パーセントとなっている。今後3,000キロワットの大規模の風力発電施設が設置されてくことや地形等による音圧の増加に対する安全率をみると、600メートル以上と設定することが望ましい。

ウ. 事業実施想定区域の設定

「ア.土地利用の状況」を踏まえ、「事業実施想定区域」を設定した。そのうち、「イ.環境配慮」を踏まえ、「風力発電機設置可能性範囲」を設定した(図12.2-1(2)、(3)参照)。

事業実施想定区域のうち、「風力発電機設置可能性範囲」は、風力発電機を設置する可能性がある範囲とし、「事業実施想定区域」は、「風力発電機設置可能性範囲」のほか工事中の資材仮置き場等に利用する可能性がある範囲として設定した。



凡例

- 工業専用地域
- 利用不可区域
- 住宅等離隔距離(住宅等から600m以上離れた範囲)

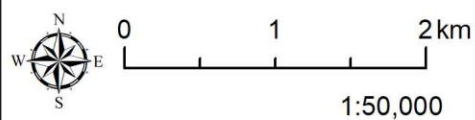
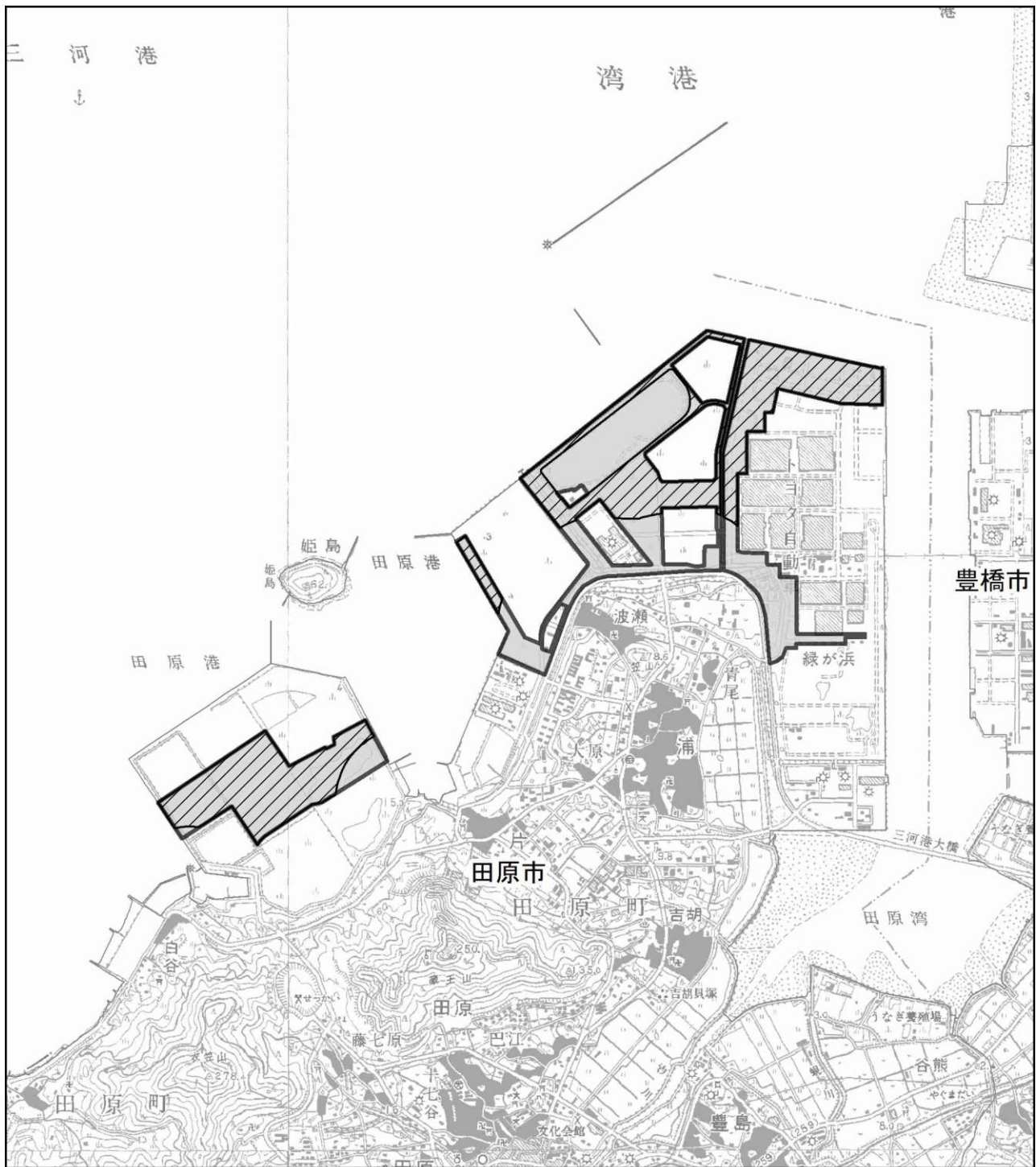


図 12.2-1(1)
事業実施想定区域の設定の経緯
(用途地域及び環境配慮の状況)



凡例

- 事業実施想定区域
- 風力発電機設置可能性範囲

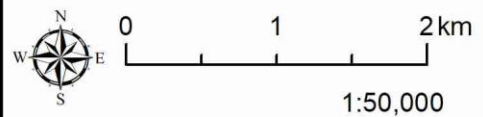


図 12.2-1 (2)

事業実施想定区域の設定



凡例

- 事業実施想定区域
- 風力発電機設置可能性範囲

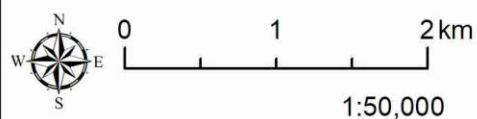


図 12.2-1 (3)
事業実施想定区域の設定
(背景：衛星写真)

注) 衛星写真は、2018 年 11 月 2 日撮影のものである。

本ページに記載した内容は環境影響評価
方法書に記載した内容と同じである。
なお、図表番号等は適宜修正した。

(2) 複数案の設定について

本事業においては、事業計画の背景を踏まえ、土地利用の状況や「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」（平成 28 年 4 月、田原市）に基づく住宅等への配慮を行った上で事業実施想定区域を設定している。また、この事業実施想定区域には、現時点で風力発電機等の設備を配置する可能性のある箇所を、全て含めている。今後の環境影響評価手続においては、環境影響の回避・低減等の諸条件を考慮しつつ、対象事業実施区域の絞り込みを行う予定である。

このような検討の進め方は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 3 月）においても記載されている方法である。また、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）においても、これらの検討の進め方を「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされている。

なお、具体的な配置等は未定であるため、「配置・構造に関する複数案」の設定は行わない。また、本事業は、風力発電施設の設置を前提としており、ゼロ・オプション^{※1}の検討は現実的ではなく、対象としない。

^{※1} ゼロ・オプション：「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）では、「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」とされている。

12.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯

(1) 配慮書における検討結果

配慮書における検討の結果、計画段階配慮事項として挙げた項目のうち、騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系及び景観について、影響が生じる可能性があるが、今後の環境影響評価での詳細な現地調査結果等を踏まえて、環境保全措置を検討することにより、重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

(2) 配慮書提出後の事業計画の検討の経緯

(a) 対象事業実施区域（方法書段階）の設定および設備の配置等に関する検討の経緯

配慮書提出後に、事業計画の検討を進め、事業実施想定区域の一部を削除し、対象事業実施区域を設定した。

対象事業実施区域の検討結果は、図 12.2-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域のうち、「風力発電機設置可能性範囲」は、風力発電機を設置する可能性がある範囲とし、「対象事業実施区域」は、「風力発電機設置可能性範囲」のほか工事中の資材仮置き場等に利用する可能性がある範囲として設定した。

なお、次の理由から対象事業実施区域の南西に位置する田原 4 区、及び南東に位置するカワウコロニーの周囲は対象事業実施区域から除外した。動物の注目すべき生息地として、田原 4 区で鳥類の営巣が確認されている。加えて、対象事業実施区域の南東に位置する青尾のカワウコロニーも海鳥の繁殖地として動物の注目すべき生息地となっている。

- 田原 4 区を利用する鳥類への配慮
- カワウコロニーへの配慮

(b) 配慮書及び方法書における事業計画（概要）等の比較

配慮書及び方法書における事業計画（概要）の比較は、表 12.2-1 に示すとおりである。

表 12.2-1 配慮書及び方法書における事業計画（概要）の比較

項目	配慮書	方法書
発電所の出力	23,980～51,600kW 風力発電機の基数：6～12 基程度（予定、 単機出力：4,300kW（定格出力、予定））	23,980～51,600kW 風力発電機の基数：6～12 基程度（予定、 単機出力：4,300kW（定格出力、予定））
区域の概要	・事業実施想定区域 ●愛知県田原市緑が浜及び白浜内 ・事業実施想定区域の面積 約 342.4ha	・対象事業実施区域 ●愛知県田原市緑が浜 ・対象事業実施区域の面積 約 232.5ha
風力発電機の配置 及び基礎形状	検討中（風力発電機を設置する可能性がある範囲を事業実施想定区域内に「風力発電機設置可能性範囲」として示した）	検討中（風力発電機を設置する可能性がある範囲を対象事業実施区域内に「風力発電機設置可能性範囲」として示した）
変電施設、送電線、系統連系地点	検討中	検討中

